



私は酒屋を営んでいますが、最近、めったに手に入れることができない幻の日本酒といわれる「X」（商標登録済み）を1本だけ仕入れることができました。その後、その情報を聞いた得意先から多くの問い合わせがありましたので、一升瓶を複数の小瓶に分けて販売することを思いつきました。そのように販売することについて問題はありますか。

(大阪府 K. W)



1. はじめに

他人が所有する登録商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用することは、原則として上記登録商標の商標権侵害になります。

しかし、商標権者によって製造・販売された製品（真正品）を、適法に仕入れ転売する行為については、該製品を真正品として流通する限りにおいて、商標権侵害に当たらないとされています。

一方、真正品の一部を加工するなどの改変をした場合においては、たとえ適法に仕入れた商品であっても、商標の機能を害することを理由に商標権侵害と判断されるケースがあります。

では、本事案のように小分けにする行為は商標法上問題があるのでしょうか。商標の機能という点も踏まえて、検討してみましょう。

2. 本事案についての検討

(1) 商標の機能について

商標の機能のなかで最も本質的なものは、自分の商品と他人の商品を識別させるための機能、すなわち「自他商品等識別機能」です。そして、その機

能があることを前提として以下の3つの機能があるとされています。

① 出所表示機能

同一の商標が付された商品は、いつも一定の生産者や販売者から提供されていることを示す機能

② 品質保証機能

同一の商標が付された商品は、いつも一定の品質を満たしていることを保証する機能

③ 広告宣伝機能

商標を使用することにより、需要者・消費者に商品の購入を促進させる機能

(2) 本事案について

ここで、本事案について考えますと、日本酒は温度や湿度が味に影響しやすい繊細なものであるところ、小分けにする場合は少なくとも一度は開封することになり、未開封の商品と比較して品質が劣化したり、異物が混入するリスクが想定されます。

そうしますと、本事案のように日本酒を小分けにした商品は、該登録商標が保証している一定の品質を満たしているとはいえず、その商品の販売行為は商標の品質保証機能を害するおそ

れがあるといえるため、該行為が商標権の侵害とされる可能性は否定できません。

なお、本事案と同旨の裁判例として以下のものもあります。

※「マグアンプK事件」〈大阪地裁平成6年2月24日、平成4年(ワ)第11250号〉

「実質的にみても、本件商品のような化成肥料は、その組成、化学的性質及び製造方法に関する知識を有する原告や製造者以外の者がこれを小分けし詰め替え包装し直すことによって品質に変化を来すおそれが多分にあり、その際異物を混入することも容易である……から、被告の被告小分け品販売行為が許されるとすると、商標権者たる原告の信用を損い、ひいては需要者の利益をも害するおそれがあるので、被告の被告小分け品販売行為は本件商標権を侵害するものといわざるを得ない」

3. まとめ

ご相談いただいた日本酒を小分けにして販売する行為は上記のように商標権侵害となる可能性がありますので、避けるべきです。